

特定非営利活動法人 吉野龍門が生んだ詩人池田克己顕彰会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人吉野龍門が生んだ詩人池田克己顕彰会 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県吉野郡吉野町大字平尾 282 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民に対して、吉野町出身の詩人・池田克己の顕彰に関する事業を行い、文化芸術の振興及び吉野一帯の観光に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)まちづくりの推進を図る活動
- (2)観光の振興を図る活動
- (3)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 記念室運営事業
- ② 文学等セミナー事業
- ③ 朗読・コンサート・命日記念等イベント事業
- ④ 出版事業

(2) その他の事業

① 物品販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 4人

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最

初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 監事の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、社員総数の2分の1以上が出席しその出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、ホームページに掲載して行う。

第 10 章 拠出金品の不返還

(拠出金品の不返還)

第 54 条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第 11 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	柴 田 友 紀
副理事長	池 田 さつき
理事	山 下 孝 生
同	池 田 孝 二
監事	池 田 洋 介

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 12 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 7

年9月30日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | | | |
|-----|---------|----|--------|-------------|
| (1) | 正会員入会金 | 0円 | 正会員会費 | 1000円（1年間分） |
| (2) | 賛助会員入会金 | 0円 | 賛助会員会費 | 5000円（1年間分） |

役員名簿

特定非営利活動法人 吉野龍門が生んだ詩人池田克己顕彰会

役 名	ふりがな 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事	柴田友紀		有
理事	池田さつき		無
理事	山下孝生		無
理事	池田孝二		無
監事	池田洋介		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

奈良県吉野町出身の池田克己（1912-1953）は、詩人であるとともに名編集者として戦前は中国・上海で活躍し、戦後は詩誌「日本未来派」を刊行、戦後現代詩界の礎を築きながらも1953年41歳で病没しました。

彼が心血を注いだ「日本未来派」には高見順、北園克衛、金子光晴、山之口獺、高橋新吉、永瀬清子といった一流の詩人たちが名前を連ねており、彼の死去にあたっては、多くの詩誌が特集を組み、追悼文を掲載し、彼自身が詩壇のエースであったことを物語っています。

ですが、亡くなった時期が詩壇の過渡期にあっていたことと、その早すぎる死から、現在は詩壇にも郷土にも忘れられた存在となっています。死後28年経って、詩友たちの呼びかけにより集めた寄付金で津風呂湖畔に池田克己詩碑が建造されましたが、その詩碑も、今は町民に忘れられています。

そこで私たちは、池田克己生家跡の斜向かいを住所とする代表・柴田友紀の自宅店舗部分に「詩人池田克己龍門記念館」を設立することで、池田克己の偉業を後世に伝え、さらには現代詩の研究や創作、音楽コンサートなどを行い芸術活動の拠点となることで、文化芸術の振興に寄与したいと考えています。

また、池田克己の詩活動の出発地は大淀町下市口であり、下市町を描いた「吉野S町」という詩も残している彼には吉野一帯にゆかりの地が点在していることから、吉野一帯を「戦後現代詩揺籃の地」として観光資源ともなり、地域社会と連携し、貢献することも目標としています。上記目的を達成するために、組織の基盤を確立し、情報公開を進めることにより、社会と地域、そして関係者の信用を得て、池田克己の顕彰活動を恒久的なものとするためにも、特定非営利活動法人化が必要と考え、ここにNPO法人吉野龍門が生んだ詩人池田克己顕彰会を設立するものです。

2 申請に至るまでの経過

令和6年7月 池田克己顕彰ホームページ「池田克己資料室」開設

令和6年12月 池田克己を顕彰する会発足

令和7年2月 池田克己命日イベント「未来忌」開催

2025年 3月 24日

特定非営利活動法人 吉野龍門が生んだ詩人池田克己顕彰会
設立代表者 柴田友紀

令和6年度事業計画書

成立の日 から令和7年9月30日まで

特定非営利活動法人 吉野龍門が生んだ詩人池田克己顕彰会

1 事業実施の方針

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
<u>記念室運営事業</u>	池田克己生家跡前記念室運営 事業	随時	吉野町平 尾 282	1	一般市民不特定 多数	100
<u>文学等セミナー 事業</u>	詩の勉強会・朗読会等	毎月第3 土曜日	吉野町平 尾 282	1	一回につき最多 30名	20
<u>朗読・コンサート・命日等イベ ント事業</u>	・詩とのコラボコンサート	毎月第1 土曜日	吉野町平 尾 282	2	一回につき最多 30名	40
<u>出版事業</u>	。書籍等の出版事業	随時	吉野町平 尾 282	1	一般市民不特定 多数	0

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	支出見 込額 (千円)
<u>物販事業</u>	記念室売店における販売事業	随時	吉野町平 尾 282	1	100

令和7年度事業計画書

令和7年10月1日 から令和8年9月30日まで

特定非営利活動法人 吉野龍門が生んだ詩人池田克己顕彰会

1 事業実施の方針

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
<u>記念室運営事業</u>	池田克己生家跡前記念室運営 事業	随時	吉野町平 尾 282	1	一般市民不特定 多数	0
<u>文学等セミナー 事業</u>	詩の勉強会・朗読会等	毎月第3 土曜日	吉野町平 尾 282	1	一回につき最多 30名	120
<u>朗読・コンサート・命日等イベント事業</u>	・詩とのコラボコンサート	奇数月第 1土曜日	吉野町平 尾 282	2	一回につき最多 30名	210
<u>出版事業</u>	書籍等の出版事業	随時	吉野町平 尾 282	1	一般市民不特定 多数	100

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	支出見 込額 (千円)
<u>物販事業</u>	記念室売店における販売事業	随時	吉野町平 尾 282	1	100

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和7年9月30日まで

特定非営利活動法人吉野龍門が生んだ詩人池田克己顕彰会

(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	10,000		10,000
賛助会員受け取り会費	25,000		25,000
2 受取寄附金			0
受取寄附金	0		0
施設等受入評価益	0		0
.....	0		0
3 受取助成金等			0
受取民間助成金	0		0
吉野町協働のまちづくり推進交付金	200,000		200,000
4 事業収益			0
記念室運営事業収益	30,000		30,000
文学等セミナー事業運営	40,000		40,000
朗読・コンサート・命日記念等イベント	80,000		80,000
物販事業収益		100,000	100,000
5 その他収益			0
受取利息	0		0
雑収益	0		0
.....	0		0
経常収益計	385,000	100,000	485,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	60,000	0	60,000
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
.....	0		0
人件費計	60,000	0	60,000
(2) その他経費			
会議費	0		0
旅費交通費	20,000	0	20,000
施設等評価費用	0		0
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
広告費	80,000	0	80,000
仕入れ		100,000	100,000
その他経費計	100,000	100,000	200,000
事業費計	160,000	100,000	260,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
.....	0		0
人件費計	0		0
(2) その他経費			
会議費	0		0
旅費交通費	0		0
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
.....	0		0
その他経費計	0		0
管理費計	0	0	0
経常費用計	160,000	100,000	260,000
当期経常増減額	225,000	0	225,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		0
.....	0		0
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		0
.....	0		0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	225,000	0	225,000
設立時繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			225,000

令和7年度 活動予算書
令和7年10月1日から令和8年9月30日まで
特定非営利活動法人吉野龍門が生んだ詩人池田克己顕彰会
(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	100,000		100,000
賛助会員受け取り会費	100,000		100,000
2 受取寄附金			0
受取寄附金	0		0
施設等受入評価益	0		0
.....	0		0
3 受取助成金等			0
受取民間助成金	0		0
吉野町協働のまちづくり推進交付金	200,000		200,000
4 事業収益			0
記念室運営事業収益	90,000		90,000
文学等セミナー事業運営	120,000		120,000
朗読・コンサート・命日記念等イベント	240,000		240,000
物販事業収益		100,000	100,000
5 その他収益			0
受取利息	0		0
雑収益	0		0
.....	0		0
経常収益計	850,000	100,000	950,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	180,000	0	180,000
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0	0	0
.....	0		0
人件費計	180,000	0	180,000
(2) その他経費			
会議費	0		0
旅費交通費	50,000	0	50,000
施設等評価費用	0		0
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
広告費	100,000	0	100,000
出版費	100,000		100,000
仕入れ		100,000	100,000
その他経費計	250,000	100,000	350,000
事業費計	430,000	100,000	530,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
.....	0		0
人件費計	0		0
(2) その他経費			
会議費	0		0
旅費交通費	0		0
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
.....	0		0
その他経費計	0		0
管理費計	0		0
経常費用計	430,000	100,000	530,000
当期経常増減額	420,000	0	420,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		0
.....	0		0
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		0
.....	0		0
経常外費用計	0		0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	420,000	0	420,000
前期繰越正味財産額			225,000
次期繰越正味財産額			645,000